

公表日：平成 29 年 6 月 2 日（金）

要求水準書の修正（新旧対照表）

平成 29 年 4 月 17 日に公表した「新ごみ処理施設整備・運営事業」の要求水準書を次のとおり修正する。

新	旧
<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 事業概要</p> <p>7 全体計画</p> <p>1) 全体計画</p> <p>(略)</p> <p>(5) 施設内の見学者動線は、見学者が安全に見学できるよう<u>配慮する。研修室においては、DVD・モニタ等を用いプラットホーム、ごみピット、焼却設備、発電設備、中央制御室等の説明が行えることとする。</u></p>	<p>第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 事業概要</p> <p>7 全体計画</p> <p>1) 全体計画</p> <p>(略)</p> <p>(5) 施設内の見学者動線は、見学者が安全に見学できるよう配慮し、プラットホーム、ごみピット、焼却設備、発電設備、中央制御室とすること。</p>

新	旧
<p>第1編 総則</p> <p>第2章 計画主要項目</p> <p>5 主要設備方式</p> <p>(1) ごみ焼却施設</p> <p>(略)</p> <p>⑪電気・計装設備  <u>60Hz</u> 1回線</p> <p>電気設備：三相三線式 6.6kv</p> <p>計装設備：〔 提案による 〕</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 計画主要項目</p> <p>5 主要設備方式</p> <p>(1) ごみ焼却施設</p> <p>(略)</p> <p>⑪電気・計装設備  50Hz 1回線</p> <p>電気設備：三相三線式 6.6kv</p> <p>計装設備：〔 提案による 〕</p>

新	旧
<p>第2章 施設の運営管理に関する要件</p> <p>1 処理対象物の処理 2) 燃焼設備の運転管理 燃焼設備の運転管理にあたっては十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行うこと。</p> <p>4) 排ガス処理設備の運転管理 (1) 排ガスによる生活環境上の支障が生じないようにすること。 (2) 本要求水準書の「第1編 第2章 計画主要項目 7 公害防止基準」に示す排ガスの基準を満たすこと。 (3) 排ガス中の酸素、一酸化炭素、ばいじん濃度、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、<del>水銀</del>を連続的に測定し、かつ記録すること。 (4) 排ガス処理装置に堆積した飛灰を除去すること。</p>	<p>第2章 施設の運営管理に関する要件</p> <p>1 処理対象物の処理 2) 燃焼設備の運転管理 燃焼設備の運転管理にあたっては十分な監視のもと、長期にわたり安定的な稼働を行うこと。</p> <p>4) 排ガス処理設備の運転管理 (1) 排ガスによる生活環境上の支障が生じないようにすること。 (2) 本要求水準書の「第1編 第2章 計画主要項目 7 公害防止基準」に示す排ガスの基準を満たすこと。 (3) 排ガス中の酸素、一酸化炭素、ばいじん濃度、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、水銀を連続的に測定し、かつ記録すること。 (4) 排ガス処理装置に堆積した飛灰を除去すること。</p>

新	旧
<p data-bbox="168 255 571 295">第4章 土木建築工事仕様</p> <p data-bbox="168 351 571 391">第4節 建築機械設備工事</p> <p data-bbox="168 446 828 534"><del>6 ガス設備工事</del> <del>使用用途に応じて都市ガスを供給する。</del></p>	<p data-bbox="1079 255 1482 295">第4章 土木建築工事仕様</p> <p data-bbox="1079 351 1482 391">第4節 建築機械設備工事</p> <p data-bbox="1079 446 1713 534">6 ガス設備工事 使用用途に応じて都市ガスを供給する。</p>